

# 介護保険料が変わります

令和元年10月からの消費税率引き上げによる財源を活用し、介護保険料の軽減を行います。

●**対象となる方** 次の①及び②の要件を満たす方

①65歳以上の小坂町の介護保険被保険者

②世帯全員が町民税非課税

※本人や世帯員に町民税が課税されている方は、これまでと変更はありません。

※**手続きは必要ありません。今年度の保険料額は6月中旬に通知しますが、あらかじめ軽減された額が通知書に記載されます。**



所得段階	対象となる方	これまでの保険料額 (年額)	軽減される額	今年度の保険料額 (年額)
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が町民税非課税で、前年の課税年金収入額等が80万円以下の方等	23,850円	4,770円	19,080円
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、課税年金収入額等が120万円以下の方	39,750円	7,950円	31,800円
第3段階	世帯全員が非課税で、課税年金収入額等が120万円超の方	46,110円	1,590円	44,520円

※平成27年度から保険料額が軽減されていますが、軽減幅がより拡大されます。

■お問い合わせ先 福祉課町民福祉班 (TEL29-3925)

## 子育て世帯への臨時特別給付金のご案内

対象者は、令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当を受給している方です。児童1人につき1万円の支給となります。改めて申請の必要はありません。所得制限限度額以上である方(児童1人当たり月額一律5,000円が支給されている方)は支給対象外となります。なお、6月15日の振込を予定しています。

※公務員に関しては申請が必要です。忘れずに申請してください。

## 小坂町子育て世帯応援給付金のご案内

子育て世帯への臨時特別給付金の対象者に対して、更に町から児童1人につき1万円の給付金を支給します。こちらも改めて申請の必要はありません。6月15日の振込を予定しています。

## 毎年6月は「児童手当現況届」の提出が必要です

**提出期限 6月30日(火)**

中学3年生までのお子さんがある方で、「児童手当」の支給を受けている方は、現況届の提出が必要です。現況届に必要事項を記入し、6月30日(火)までに提出してください。提出されない場合は、6月分以降の児童手当が受けられなくなりますので、忘れずに提出をお願いします。

※**注意** 受給者が公務員になった場合は、小坂町へ受給事由消滅届を、勤務先へは認定請求書を提出してください。

■お問い合わせ先 福祉課町民福祉班 (TEL29-3925)

## 新型コロナウイルス感染症の影響により町税の納付が困難な方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により事業等の収入に相当の減少があった方は、1年間地方税の徴収の猶予を受けることができます。

申請により該当する場合、担保の提供は不要であり、延滞金もかかりません。

### ■対象者

次の1、2のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者(個人法人の別、規模は問わず)。

1. 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等の収入が前年同期に比べおおむね20%以上減少している場合
2. 一時に納税が困難と認められる場合

### ■対象となる町税

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税

### ■申請期限

6月30日(火)、または納期限のいずれか遅い日まで

### ■申請手続き

特例猶予申請書、並びに収入の減少等の事実があることを証する書類(売上帳、現金出納帳等の写し)を町民課税務班へ提出してください。

■お問い合わせ先 町民課税務班 (TEL29-3904)